



平成 29 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 ク ル ー ズ 株 式 会 社
(コード番号 2138 : JASDAQ スタンダード)
所 在 地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
代 表 者 代表取締役社長 小 渕 宏 二
問 合 せ 先 経営戦略本部担当取締役 稲 垣 佑 介
電 話 番 号 (03) 5786-7080

有償ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年6月20日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社役員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社役員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、基本的に当社の平成 30 年 3 月期から平成 38 年 3 月期までのいずれかの期における連結営業利益が 25 億円を超過した場合で、発行から約 2 年 9 ヶ月が経過した平成 32 年 4 月 1 日以降に行使することができるものであり、当社の業績拡大および企業価値の増大に対する被割当者の意欲を一層向上させる内容となっております。また、一方で、当社株価が一定の値まで下落した場合の強制行使条項を付すことにより、被割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。詳細は、II. 3. 新株予約権の内容をご参照ください。

なお、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、79,000 株であり、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 12,917,100 株に対し最大で 0.61% の希薄化が生じますが、市場に過度の影響を与える規模ではなく、また、業績目標の達成による既存株主への利益貢献も踏まえ、希薄化の規模も合理的な範囲であると判断しております。



II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数並びに割当対象者及び人数

790 個（当社役員 3 名）

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当該新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 29 年 6 月 20 日の前取引日（平成 29 年 6 月 19 日）の株式会社東京証券取引所における当社株価の終値 2,852 円/株（以下、「発行決議前日終値」という。）、株価変動性 79.46%、配当利回り 0.53%、無リスク利率 0.05%や当該新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 2,852 円、満期までの期間 10 年、行使条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額で決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 79,000 株

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、100 株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、発行決議前日終値により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める新株予約権 1 個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 2,852 円とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株あたり払込金額」を「1 株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、下記 4. 新株予約権の割当日の翌日である平成 29 年 7 月 6 日より 10 年間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、以下の区分に従い、割当てられた新株予約権個数のうち、その全部または一部につき新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は 1 個単位とする。

(a) 平成 29 年 7 月 6 日から平成 32 年 3 月 31 日までは、割当てられた新株予約権の行使

は一切できないものとする。

- (b) 新株予約権者は、平成 30 年 3 月期から平成 38 年 3 月期までのいずれかの期における連結営業利益が 25 億円を超過した場合、上記 (a) にて定める期間を除き、割当てられた新株予約権の全てを行使することができる。なお、ここでいう連結営業利益の判定においては、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (c) 平成 30 年 3 月期から平成 38 年 3 月期までのいずれかの期における連結営業利益が 25 億円を超過しない限り、上記 (a) にて定める期間を経過した日以降であっても、割当てられた新株予約権の行使は一切できないものとする。
- ③ 上記②にかかわらず、割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社が上場している証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に 30%（ただし、上記 3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を行使価額の 95%（ただし、上記 3.（2）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や当社が上場している証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 7 月 5 日

5. 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権の



全部を無償で取得することができる。

- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は放棄の申し出があった新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 29 年 7 月 5 日

以上